特定農薬(特定防除資材)に関する関係法令等

農薬取締法(昭和二十三年法律第八十二号)(抄) (農薬の登録)

第二条 製造者又は輸入者は、農薬について、農林水産大臣の登録を受けなければ、これを製造し若しくは加工し、又は輸入してはならない。ただし、その<u>原材料に照らし農作物等、人畜及び水産動植物に害を及ぼすおそれがないことが明らかなものとして農林水産大臣及び環境大臣が指定する農薬(以下「特定農薬」という。)</u>を製造し若しくは加工し、又は輸入する場合、第十五条の二第一項の登録に係る農薬で同条第六項において準用する第七条の規定による表示のあるものを輸入する場合その他農林水産省令・環境省令で定める場合は、この限りでない。

2~6 (略)

(製造者及び輸入者の農薬の表示)

第七条 製造者又は輸入者は、その製造し若しくは加工し、又は輸入した農薬を販売するときは、その容器(容器に入れないで販売する場合にあつてはその包装)に次の事項の真実な表示をしなければならない。ただし、特定農薬を製造し若しくは加工し、若しくは輸入してこれを販売するとき、又は輸入者が、第十五条の二第一項の登録に係る農薬で同条第六項において準用するこの条の規定による表示のあるものを輸入してこれを販売するときは、この限りでない。

一~十二 (略)

(販売者についての農薬の販売の制限又は禁止等)

第九条 販売者は、容器又は包装に第七条(第十五条の二第六項において準用する場合を 含む。以下この条及び第十一条第一号において同じ。)の規定による表示のある農薬及 び特定農薬以外の農薬を販売してはならない。

2~4 (略)

(使用の禁止)

- 第十一条 何人も、次の各号に掲げる農薬以外の農薬を使用してはならない。ただし、 試験研究の目的で使用する場合、第二条第一項の登録を受けた者が製造し若しくは加工 し、又は輸入したその登録に係る農薬を自己の使用に供する場合その他の<u>農林水産省令</u> ・環境省令で定める場合は、この限りでない。
 - 一 容器又は包装に第七条の規定による表示のある農薬(第九条第二項の規定によりその 販売が禁止されているものを除く。)
 - 二 特定農薬

(農業資材審議会)

第十六条 農林水産大臣は、第一条の二第一項の政令の制定若しくは改廃の立案をしよ

うとするとき、第一条の三の規定により公定規格を設定し、変更し、若しくは廃止しようとするとき、第六条の三第一項の規定により変更の登録をし、若しくは登録を取り消そうとするとき、第九条第二項の農林水産省令を制定し、若しくは改廃しようとすると、又は第十四条第三項に規定する農薬の検査方法を決定し、若しくは変更しようとするときは、農業資材審議会の意見を聞かなければならない。

2 (略)

3 <u>農林水産大臣及び環境大臣は、</u>第二条第一項の規定により<u>特定農薬を指定し、若しく</u> <u>は変更しようとする</u>とき、又は第十二条第一項の農林水産省令・環境省令を制定し、若 しくは改廃しようとするときは、農業資材審議会の意見を聴かなければならない。

平成十五年三月四日農林水産省・環境省告示第一号

農薬取締法(昭和二十三年法律第八十二号)第二条第一項の規定に基づき、特定農薬を次のように定め、平成十五年三月十日から施行する。

一 天敵

昆虫綱及びクモ綱に属する動物(人畜に有害な毒素を産生するものを除く。)であって、使用場所と同一の都道府県内(離島(その地域の全部又は一部が離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)第二条第一項の規定により指定された同項の離島振興対策実施地域に含まれる島、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和四十四年法律第七十九号)第二条第一項に規定する小笠原諸島の区域に含まれる島、奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第百八十九号)第一条に規定する奄美群島の区域に含まれる島及び沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)第三条第三号に規定する離島をいう。)にあっては、当該離島内)で採取されたもの

二 一以外のもの

重曹及び食酢